

1 試 料

この分析法において「試料」とは、各種の試験を行うため採取した物件をいい、「検体」とは個々の試験を行う際に試料から分取したものをいう。

1-1 試料の採取には清浄な乾燥容器を使用する。

1-2 採取量は別に規定されていない限り少なくとも個々の分析法に記載された量を採取することとし、試験を依頼する場合は、封印の上、試験機関に送付する。

1-3 試料についての記載事項

- (1) 試験依頼者
- (2) 試料の名称
- (3) 製造者、所持者の住所、氏名
- (4) 容器番号又は製造番号
- (5) 製造年月日
- (6) 製造量又は貯蔵量
- (7) 採取した場所
- (8) 採取年月日
- (9) 採取者の所属、官職、氏名、印
- (10) 試験事項
- (11) 採取時における試料の状況、その他参考となる事項